

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第3号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において立候補の届出のあった候補者が選挙すべき議員の数を超えないため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年4月2日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 中 山 孝 一